

教職員の不祥事の根絶に向けて

～人の本能と無意識を中心とした考察～

北海道美深高等養護学校 校長 佐々木 誉 之

1 はじめに

「なぜ教職員の不祥事は無くならないのでしょうか？」これは私が管理職試験の面接で受けた質問である。その時は、「やむを得ない事情があるのかもしれない」「本人の資質に問題があったのでは」「油断や慢心があったのではないか」などと考えを巡らせたが、どれも決め手となる回答ではないと感じた。他の質問は今となってはあまり覚えていないが、この問いには上手く答えることができなかったため、今でも記憶に残っている。この面接以来、不祥事の未然防止を考えながら学校経営を進めていくことが、私の重要なテーマのひとつとなった。

この問いに答え不祥事を根絶するためには、その原因を明らかにする必要がある。しかしながら、不祥事の内容やその理由は多岐にわたり、ケースによって要因はさまざまであろうことは容易に想像できる。また、教職員の不祥事について、公的に詳細が公表されることはなく原因を分析することはできない。ここでは、人の本能と無意識に着目して、学校現場における不祥事の未然防止の在り方について考察する。

2 不祥事の現状

教職員の不祥事は、その職務上、当然許されるものではなく、その態様は報道機関でも度々取り上げられ、社会的な批判も厳しい。

文部科学省による平成24年度公立学校教職員の人事行政状況調査結果の概要（表1）では、教育職員の懲戒処分者は968人、全教育職員のうち0.11%で過去10年間と同程度であり（23年度：860人、0.09%）、23年度までと同様、交通事故（286人）・体罰（176人）・わいせつ行為等（167人）が主な処分事由と公表されている。

| 年度 | 懲戒処分 | | | | | 訓告等 | 総計 |
|------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|------------------|-------------------|
| | 免職 | 停職 | 減給 | 戒告 | 合計 | | |
| 24年度 | 207 (0.02%) | 148 (0.02%) | 247 (0.03%) | 366 (0.04%) | 968 (0.11%) | 9,859 (1.07%) | 10,827 (1.17%) |
| 23年度 | 180 (0.02%) | 157 (0.02%) | 188 (0.02%) | 335 (0.04%) | 860 (0.09%) | 3,459 (0.38%) | 4,319 (0.47%) |
| 22年度 | 187 (0.02%) | 163 (0.02%) | 220 (0.02%) | 335 (0.04%) | 905 (0.10%) | 3,399 (0.37%) | 4,304 (0.47%) |

（表1）教育職員の懲戒処分等）〔平成24年度 公立学校教職員の人事行政状況調査結果（概要）〕

同じく、平成25年度公立学校教職員の人事行政状況調査結果の概要では、① 体罰によ

り懲戒処分等を受けた者は、3,953人（0.43%）で、平成24年度と比べてほぼ倍増（平成24年度 2,253人（0.24%））。国立・私立も調査を行っており、国立は5人（0.09%）、私立は217人（0.26%）となっている。体罰により懲戒処分等を受けた者が多いのは、平成24年度の体罰調査を踏まえて判明した体罰事案の処分が平成25年度に行われたこともあるのではないかと考える。わいせつ行為等により懲戒処分等を受けた者は、200人を超過（平成24年度 187人（0.02%））。児童生徒や同僚教職員に不適切な内容を含んだ電子メールの送信など、文書・画像等による性的ないやがらせの増加が見られる（平成25年度19件 平成24年度は6件）と公表されている。

北海道における学校職員の懲戒処分件数については、平成26年度中が計151件（懲戒免職16件、停職9件、減給85件、戒告41件）であり、平成27年4月から7月上旬までの期間では計22件（懲戒免職1件、停職4件、減給10件、戒告7件）である。

このように、依然として不祥事が後を絶たない状況であり、極めて憂慮すべき事態となっている。学校教育は、児童生徒や保護者はもとより地域住民との信頼関係の上に成り立っているものであり、児童生徒の教育に直接従事する教職員には、一般の公務員に比べ、より高い倫理意識が求められていることから、自らを厳しく律し、信頼を損なうことのないよう不祥事を根絶していかなければならない。

3 本能と無意識

(1) 誰にでも起こりうる事故

平成24年11月改訂版された北海道教育委員会の「不祥事防止啓発研修資料」には、「わいせつ行為や金銭事故などで懲戒免職になった人たちは『自分は絶対にそんなことはしないという自信があった』と話しています」という記載がある。

また、平成26年12月の北海道教育委員会のリーフレット「重大事故(わいせつ事故)を減らすために」(図1)では、人の心理的機能を踏まえ、理性と本能のバランスを崩してしまうことで、不祥事は誰にでも起こりうることを解説している。

■ 理性と本能のバランスは重要！

通常、人は理性と本能のバランスをとっていますが、条件などによりその均衡が崩れて、理性を司る中枢が抑制され機能が低下する場合があります。

通常、理性と本能はバランスが取れている

- 大脳皮質 (理性を司る)
- 大脳辺縁系 (本能を司る)

理性を司る中枢が抑制され機能が低下することがある

- 理性
- 本能
- 飲酒
- 1対1の閉鎖的空間 = 私的空間
- 性的刺激
- 出張・旅行

酔った、同じ児童生徒と1対1の閉鎖空間=私的空間にいることを繰り返した、性的刺激があったなど本能に押されて理性を司る中枢で機能が低下する場面は、特殊な人にだけ起きるのではなく、

誰にでも起こりうるという認識を持つことが大切です！

他人事ではない！

(図1)「重大事故(わいせつ事故)を減らすために」平成26年12月 北海道教育委員会

(2) 人の本能

本能は、もともと遺伝子に組み込まれ、全ての動物が持って生まれた行動様式であり、

生き延びようとする行動能力である。人の本能には、精神（心）が強く関係するため複雑な構造を持つことになる。精神分析学では人の本能を欲動と呼び、他の動物たちの本能と区別されている。例えば、マズローの欲求五段階説（図2）は、その人の本能を構造的に示したものと言える。

（3）無意識

フロイトは、人の意識は、意識・前意識・無意識の3層から成り立っていると考えた。自分の経験だと感じることを意識と呼び、思い出そうと注意を向ければ思い出せるもので、いつでも意識の中に入り込めるものを前意識、個人の行動を左右し、思考や感情の方向づけに大きな影響を与えながらも、本人には自覚されていない心的過程を無意識とした。

意識と無意識の関係について、ハーバード・ビジネススクールのジェラルド・ザルトマン教授は「95対5の法則」という言葉を用いて、「すべての認識の少なくとも95%は心の影の部分にあたる認識外で起こり、多くともたった5%だけが高位意識で起こるのである」と説明している。日常の行動のかなりの部分が無意識に担われていることは、直ぐには信じられないことかもしれない。例えば、運動技能はその延長線上で理解できるだろうし、車を運転してスムーズにたどり着ける道順を言葉で説明するとなると、要領よくできなくなる経験は誰にでもあるだろう。意識はほとんど、無意識的なプロセスが生み出す行動を後付で説明するものと言える。

また、精神分析学において無意識は、その人が特に両親と親しい人間関係を維持するために、様々な欲求を抑圧したストレス感情を意識しなくてもいいように、心の奥底に隠すための格納庫にもなると説明している。そして、その無意識下にある抑圧された感情が様々な神経症症状を形成する原因ともなっていると述べている。例えば、幼少期の虐待なども深刻な心理的トラウマを生じさせることは、すでに周知の事実である。

4 不祥事の根絶に向けた対策

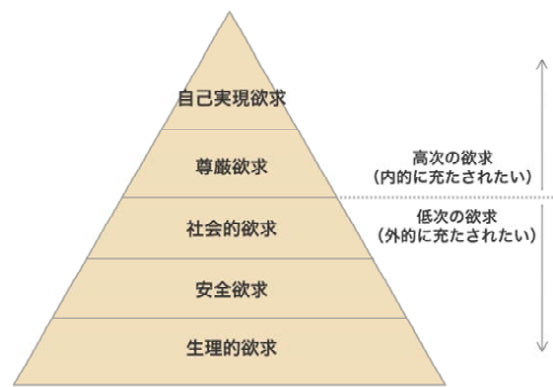
数年前、大型量販店において、学校管理職がペットを衣服に隠し持ち出そうとして見つかった際に、「どうしたのかまったく覚えていない」とのコメントが報道されていたことがある。

不祥事の原因を人の心的過程を踏まえると、ひとつは、通常は理性や意識によりコントロールされている人の本能が、何らかの理由により理性のタガが外れ、コントロールを失ったときに生じること。もうひとつは、通常は理性や意識によりチェックされている心の深層にある無意識からの行動が、何らかのストレス要因により理性や意識によるチェックが機能しなくなると、心理的に不健康・不適応な状態を取り戻そうとする不適切な行為を実行してしまうことが考えられる。このような原因による不祥事の根絶に向けて、次のような取り組みが必要であると考えられる。

（1）健康な心身の維持

本能がコントロールを失ったときに不祥事は生じやすい。理性や意識を正常に機能させる状態を維持するためには、心身共に健康な状態を保持し、ストレスや疲れを溜めないようにすることが大切である。

（2）継続的な注意喚起



（図2）マズローの欲求五段階説

関係通知や学校職員の懲戒処分事例を参考に適宜注意喚起をし、合わせて、北海道教育委員会による啓発資料などにより、人の心理的機能の理解を促して、公私共に理性を失わないように、自らを律し行動する心構えを持たせることが大切である。

(3) 心理的に不健康・不適応な状態の把握

アドラーは目的論を唱え、人の全ての感情や行動はある目的を達成するために生み出されるとしている。そして、人は目的を達成するために、ある出来事について都合のよい理由付けを行い、それを原因として自らの感情や行動を正当化する。この目的論を踏まえると、不祥事の一部はその職員が意図的であれ無意識であれ、自らの心的トラウマを癒すために、それを目的として行われていると考えることもできる。

例えば、無言電話や待ち伏せなどのストーカー行為はパーソナリティ障害と診断されることがある。ストーカー行為が心理的に不健康・不適応な状態を埋め合わせるためであれば、深刻な状態に発展する前に精神医療が関与できるよう配慮することが大切である。

また、性嗜好障害（パラフィリア）は異常な性行動である。何を異常とするべきかは一概には決められないが、他人に被害を及ぼす、児童生徒を巻き込む、本人が悩むといった場合には、異常・障害というべきである。教職員に一度その徴候が見られた場合は、学校において組織的な対応を迅速に進める必要がある。

(4) 自己理解

不祥事の未然防止のためには、教職員それぞれが自らの考え方や行動のパターンを理解することも大切である。教職員に対して、自己理解を促すことは、不祥事は誰にでも起こりうることとして注意喚起の効果を上げ、職場内の人間関係を改善しチームワークを向上させることにも繋がる。

| | 自分は知っている | 自分は気づいていない |
|------------|---|---|
| 他人は知っている | 「開放の窓」 自分も他人も知っている自己 | 「盲点の窓」 自分は気づいていないが、他人は知っている自己 |
| 他人は気づいていない | 「秘密の窓」 自分は知っているが、他人は気づいていない自己 | 「未知の窓」 誰からもまだ知られていない自己 |

(図3) ジョハリの窓

オーソドックスな自己理解のモデルにジョハリの窓(図3)がある。ジョハリの窓とは、自分から見た自分の認識と、他人から見た自分の認識レベルを4つに分類することで、自己理解を深めることができる手法である。

さらに近年、自己理解の方策としてメタ認知能力の育成は、学校教育において特定の教科教育を越えた重要な課題のひとつにもなっている。平成26年11月の「初等中等教育における教育課程の基準等の在り方について」(諮問)参考資料では、②育成すべき資質・能力に対応した教育目標・内容についてで、ア)教科等を横断する汎用的なスキル

(コンピテンシー)等に関わるものとして、メタ認知(自己調整や内省、批判的思考等を可能にするもの)が取り上げられている。

一般的に、メタ認知能力とは、人が自分自身を認識する場合において、自分の思考や行動そのものを対象として客観的に把握し認識することとされている。心理学者のデーモンとハートは自己理解に特有の発達的なモデル(表2)を1982年に提出している。当然、教師の教育行動にも、自らの教育に対するメタ認知が強く影響すると考えられる。今後、児童生徒のメタ認知能力を育成するためには、教職員がその理解を十分に進め、自らのメタ認知能力の向上も図らなければならない。そして、教職員のメタ認知能力の向上は、不祥事の未然防止にも効果があり、資質能力の向上に繋がるものと期待できる。

自己理解のツールは、キャリア教育に関わるツールや交流分析エコグラム、エニアグラムなど、様々な分野で開発されているが、教職員の自らの教育活動に関わって活用できるツールはほとんど見られない。今後は、教職員の資質能力の向上や不祥事を未然防止するための自己理解ツールの開発が望まれる。

| | |
|---|--|
| 自己認知的活動 What are you doing ? ……している私。 | 自己にまつわることについて知る 自己紹介、体験発表 メタ認知的知識の個人内変数を獲得 自己を客観視する態度 |
| メタ認知的活動 Why are you doing ? ……している私。 それは……と考えるから。 | 自分の認知パターンをモニタリングする 振り返り、自己評価 自分にとっての問題を明確化 自分の考え方の点検 |
| メタ認知による制御 How does it help you ? 私は……のとき ……してきた だから……だろう。 | 自己の考え方や行動をコントロールする 自分の思考や行動のパターンについての理解 問題の適切な解決法を予測し計画の立案 自己の能力の限界の予測 実行中の計画の続行、中止の判断 |

(表2) メタ認知に関係する活動の段階

5 おわりに

7月上旬に教職第677号「教職員の服務規律の保持について（通知）」が届いた。その内容は、大きく7項目で示され、1 重大事故の根絶について (1) わいせつ行為及びセクシュアル・ハラスメントの防止 (2) 窃盗、金銭事故の防止、2 適正な勤務時間の管理について、3 体罰の防止について、4 交通違反・事故の防止について、5 公務員倫理の保持について、6 個人情報紛失の防止について、7 パワー・ハラスメントの防止についてと、実に多岐にわたっている。

依然このような通知が出されるということは、大変残念なことである。私たちは、自らを良く理解し、教育公務員としてのプライドを持って、北海道の公立学校においてこのような通知がまったく必要のない、道民や地域に信頼される学校づくりに邁進していかなければならない。

参考・参照資料・文献

- ・教職第677号「教職員の服務規律の保持について（通知）」平成27年7月6日 教育長
- ・「不祥事防止啓発研修資料」リーフレット 平成24年11月改訂版 北海道教育委員会
- ・「重大事故（わいせつ事故）を減らすために」リーフレット 平成26年12月 北海道教育委員会
- ・「重大事故（金銭事故）を減らすために」リーフレット 平成26年12月 北海道教育委員会
- ・「今一度、自らの使命と責任を深く自覚してくださいー不祥事の根絶に向けてー」平成20年1月 北海道教育委員会教育長
- ・「無意識の発見 上・下」H・F・ヘレンベルガー著 木村敏・中井久夫監訳 弘文堂
- ・「サブリミナル・インパクトー情動と潜在意識の現代」下條信輔著 ちくま新書757
- ・「心脳マーケティング」ジェラルド・ザルトマン著 藤川佳則・阿久津聡訳ダイヤモンド社
- ・「フロイト以後」鈴木晶著 講談社現代新書1094
- ・「脳に刻まれたモラルの起源ー人はなぜ善を求めるのか」金井良太著 岩波科学ライブラリー209
- ・「人の心はどう進化したのかー狩猟採集生活が生んだもの」鈴木光太郎著 ちくま新書1018
- ・「日本人のしつけは衰退したかー教育する家族のゆくえ」広田照幸著 講談社現代新書1448
- ・「共感的傾聴ー精神的に聴く力を高める」古宮昇著 誠信書房